

処分基準（公表用）

様式第 4 号
所管課 水産課

法令名	佐賀県漁業調整規則			法令番号	令和 2 年佐賀県規則第 6 3 号		
手続名	休業による採捕の許可の取消し			根拠条項	第 3 3 条第 7 項		
処 分 基 準	<p>知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から 6 月間又は引き続き 1 年間その許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕しないときは、その許可を取り消すことができる。ただし、採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、下記に掲げる期間は算入しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業調整その他公益上の必要により許可の効力を停止された期間 ・ 内水面漁場管理委員会の指示又は知事による当該指示に従うべき命令により規則第 3 3 条第 1 項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕を禁止された期間 						
対応 区分	聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	水産課	交付 機関	水産課	目次	